3　本年収入の内訳
寄附
政治団体分　340,000
その他の収入　340,000
敷金戻り　200,606
一件十万円未満のもの　200,000
4　支出の内訳　606
経常経費　1,769,429
人件費　346,200
光熱水費　50,899
備品・消耗品費　76,865
事務所費　1,295,465
政治活動費　2,216,024
組織活動費　2,102,631
調査研究費　113,393
5　寄附の内訳
（政治団体分）
山口県看護連盟　340,000　防府市

北陸長谷川憲正後援会
報告年月日　24. 11. 14（24. 11. 13解散）
1　収入総額　2,866
前年繰越額　2,866
2　支出総額　2,866
3　支出の内訳
政治活動費　2,866
寄附・交付金　2,866

○総務省告示第百八号
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市町を次のとおり指定する。
右の指定は、平成二十五年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十五年二月二十八日
総務大臣　新藤　義孝

都道府県名	市町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成二十六年三月三十一日	
岩手県	盛岡市 奥州市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
埼玉県	さいたま市	同右	同右
千葉県	船橋市 習志野市	同右	同右
神奈川県	川崎市	同右	同右
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	同右	同右
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右
兵庫県	姫路市 尼崎市	平成二十七年三月三十一日	同右
佐賀県	鳥栖市	平成二十六年三月三十一日	同右

○総務省告示第百九号
自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。
右の指定は、平成二十五年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十五年二月二十八日
総務大臣　新藤　義孝

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
茨城県	取手市	平成二十七年三月三十一日	
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成二十六年三月三十一日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

○総務省告示第百十号
モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。
右の指定は、平成二十五年四月一日からその効力を生ずるものとする。
平成二十五年二月二十八日
総務大臣　新藤　義孝

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
東京都	八王子市 武蔵野市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	平成二十六年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

真心
報告年月日　24. 11. 12（24. 11. 10解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

松岡とおる全国後援会
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　松岡　徹
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　24. 5. 29（24. 5. 15解散）
1　収入総額　105,000
前年繰越額　105,000
2　支出総額　105,000
3　支出の内訳
経常経費　105,000
事務所費　105,000

大和政論社
報告年月日　24. 10. 3（24. 10. 3解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

大和民族協議会
報告年月日　24. 10. 3（24. 10. 3解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0